

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後				改 正 前			
復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の2①、25の2①）		事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()	特別償却の付表（震一）	
事業の種類	1						
(機械・装置の耐用年数表の番号)		()	()	()	()	()	()
対象資産の種類等	2						
対象資産の名称	3						
同上の所在地	4						
取得等年月日	5	平・	平・	平・	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・	平・	平・	平・
購入先	7						
取得価額	8		円	円	円	円	円
普通償却限度額	9						
特別償却率	10	$\frac{25又は50}{100}$	$\frac{25又は50}{100}$	$\frac{25又は50}{100}$	$\frac{25又は50}{100}$	$\frac{25又は50}{100}$	$\frac{25又は50}{100}$
特別償却限度額 ((8)-(9))又は((8)×(10))	11		円	円	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適 用 要 件 等							
認定地方公共団体による指定年月日	13	平・	平・	平・	平・	平・	平・
復興産業集積区域の名称	14						
復興推進事業の実施に係る認定年月日	15	平・	平・	平・	平・	平・	平・
24.06		24.04		24.04		24.04	

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">特別償却の付表（震一）の記載の仕方</p> <p>1 この特別償却の付表（震一）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2第1項《連結法人が復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産（被災者向け優良賃貸住宅を除きます。以下同じ。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。</p> <p>ただし、所有権移転外リース取引により取得した対象資産については、この制度の適用はありませんので、注意してください。</p> <p>2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。</p> <p>3 「事業の種類1」には、産業集積事業（東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第2条第3項第2号イ（<u>福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第51条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。</u>）に掲げる事業をいいます。以下同じ。）又は建築物整備事業（復興特区法第2条第3項第2号ロ（<u>福島復興特措法第52条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。</u>））に掲げる事業をいいます。以下同じ。）のいずれかを記載します。</p> <p>4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。</p> <p>なお、「事業の種類1」に記載した事業が建築物整備事業に該当する場合には、この制度の適用対象資産は建物及びその附属設備（以下「建物等」といいます。）に限られます。</p> <p>5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。</p> <p>6 「同上の所在地4」には、復興特区法第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域内にある対象資産の所在地を記載します。</p> <p>7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。</p> <p>ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。</p> <p>8 「普通償却限度額9」は、平成23年12月26日から平成26年3月31日（<u>震災特例法第17条の2第1項又は第25条の2第1項の表の第1号の第1欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村の指定を受けた場合</u>にあつては、平成28年3月31日）までの間に取得等をした産業集積事業の用に供する機械及び装置（以下「産業集積事業用機械装置」といいます。）につき、震災特例法第17条の2第5項又は第25条の2第5項の規定の適用を受ける場合に、その産業集積事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率10」は記載する必要はありません。</p> <p>9 「特別償却率10」の分子は、次の区分に応じ、それぞれ次の特別償却率を○で囲みます。</p> <p>(1) 機械及び装置である場合 … 「50」</p> <p>(2) 建物等又は構築物である場合… 「25」</p> <p>10 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞれ次の計算式により計算した金額を記載します。</p> <p>(1) 平成23年12月26日から平成26年3月31日（<u>震災特例法第17条の2第1項又は第25条の2第1項の表の第1号の第1欄に規定する認定を受けた福島県又は福島県の区域内の市町村の指定を受けた場合</u>にあつては、平成28年3月31日）までの間に取得等をした産業集積事業用機械装置につき、震災特例法第17条の2第5項又は第25条の2第5項の規定の適用を受ける場合 … (8)－(9)</p> <p>(2) 上記(1)の場合以外の場合 … (8)×(10)</p> <p>11 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。</p> <p>12 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「認定地方公共団体による指定年月日13」には、復興特区法第37条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた産業集積事業又は建築物整備事業を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。</p> <p>(2) 「復興産業集積区域の名称14」には、例えば「○○復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称を記載します。</p> <p>(3) 「復興推進事業の実施に係る認定年月日15」には、その対象資産が建築物整備事業の用に供した建物等である場合に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第17条の2第1項各号のいずれかの要件を満たすことを記載した東日本大震災復興特別区域法施行規則第9条第1項に規定する復興推進事業に関する実施状況報告書に関し、交付された同条第2項に規定する復興推進事業の実施に係る認定書の年月日を記載します。</p>	<p style="text-align: center;">特別償却の付表（震一）の記載の仕方</p> <p>1 この特別償却の付表（震一）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2第1項《連結法人が復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産（被災者向け優良賃貸住宅を除きます。以下同じ。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。</p> <p>ただし、所有権移転外リース取引により取得した対象資産については、この制度の適用はありませんので、注意してください。</p> <p>2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。</p> <p>3 「事業の種類1」には、産業集積事業（東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第2条第3項第2号イに掲げる事業をいいます。以下同じ。）又は建築物整備事業（同法第2条第3項第2号ロに掲げる事業をいいます。以下同じ。）のいずれかを記載します。</p> <p>4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。</p> <p>なお、「事業の種類1」に記載した事業が建築物整備事業に該当する場合には、この制度の適用対象資産は建物及びその附属設備（以下「建物等」といいます。）に限られます。</p> <p>5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。</p> <p>6 「同上の所在地4」には、復興特区法第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域内にある対象資産の所在地を記載します。</p> <p>7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載します。</p> <p>ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。</p> <p>8 「普通償却限度額9」は、平成23年12月26日から平成26年3月31日までの間に取得等をした産業集積事業の用に供する機械及び装置（以下「産業集積事業用機械装置」といいます。）につき、震災特例法第17条の2第5項又は第25条の2第5項の規定の適用を受ける場合に、その産業集積事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率10」は記載する必要はありません。</p> <p>9 「特別償却率10」の分子は、次の区分に応じ、それぞれ次の特別償却率を○で囲みます。</p> <p>(1) 機械及び装置である場合 … 「50」</p> <p>(2) 建物等又は構築物である場合… 「25」</p> <p>10 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞれ次の計算式により計算した金額を記載します。</p> <p>(1) 平成23年12月26日から平成26年3月31日までの間に取得等をした産業集積事業用機械装置につき、震災特例法第17条の2第5項又は第25条の2第5項の規定の適用を受ける場合 … (8)－(9)</p> <p>(2) 上記(1)の場合以外の場合 … (8)×(10)</p> <p>11 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。</p> <p>12 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「認定地方公共団体による指定年月日13」には、復興特区法第37条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた産業集積事業又は建築物整備事業を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。</p> <p>(2) 「復興産業集積区域の名称14」には、例えば「○○復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称を記載します。</p> <p>(3) 「復興推進事業の実施に係る認定年月日15」には、その対象資産が建築物整備事業の用に供した建物等である場合に、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第17条の2第1項各号のいずれかの要件を満たすことを記載した東日本大震災復興特別区域法施行規則第9条第1項に規定する復興推進事業に関する実施状況報告書に関し、交付された同条第2項に規定する復興推進事業の実施に係る認定書の年月日を記載します。</p>

改 正 後

改 正 前

避難解除区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表(震災特例法17の2の2、①、25の2の2①)

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

特別償却の付表(震一の二)

事業の種類	1			
(機械・装置の耐用年数表の番号)		()	()	()
対象資産の種類等	2			
対象資産の名称	3			
同上の所在地	4			
取得等年月日	5	平 . .	平 . .	平 . .
事業の用に供した年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .
購入先	7			
取得価額	8	円	円	円
普通償却限度額	9			
特別償却率	10	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$	$\frac{25}{100}$
特別償却限度額 ((8)-(9))又は((8)×(10))	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等				
福島県知事の確認を受けた年月日	13	平 . .	平 . .	平 . .
避難等指示が解除された年月日	14	平 . .	平 . .	平 . .
その他参考となる事項	15			

(新 設)

改 正 後

特別償却の付表（震一の二）の記載の仕方

- この特別償却の付表（震一の二）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2の2第1項《避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2の2第1項《連結法人が避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定機械装置等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 「事業の種類1」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。
- 「同上の所在地4」には、福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第4条第4号に規定する避難解除区域内にある対象資産の所在地を記載します。
- 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載しま

- す。
- ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 「普通償却限度額9」は、対象資産が機械及び装置である場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率10」は記載する必要はありません。
 - 「特別償却限度額11」は、次の区分に応じ、それぞれ次の計算式により計算した金額を記載します。
 - 機械及び装置である場合 … (8)－(9)
 - 建物及びその附属設備又は構築物である場合 … (8)×(10)
 - 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
 - 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - 「福島県知事の確認を受けた年月日13」には、福島復興特措法第18条の規定により避難等指示（同法第4条第4号イからニまでに掲げる指示をいいます。以下同じ。）の対象となった区域内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していたことについて、福島県知事の確認を受けた年月日を記載します。
 - 「避難等指示が解除された年月日14」には、避難解除区域に係る避難等指示が解除された年月日を記載します。
 - 「その他参考となる事項15」には、その資産が対象資産に該当する旨等の参考となる事項を記載してください。

改 正 前

（新 設）

改 正 後

復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の5①、25の5①）		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名 ()	特別償却の付表 (震三)
開発研究用資産の種類等	1				
開発研究用資産の名称	2				
同上の所在地	3				
資産の用途 (開発研究の目的)	4				
取得等年月日	5	平 . .	平 . .	平 . .	
事業の用に供した年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .	
購入先	7				
取得価額	8		円	円	円
普通償却限度額	9				
特別償却限度額 (8) - (9)	10				
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	
適 用 要 件 等					
認定地方公共団体 による指定年月日	12	平 . .	平 . .	平 . .	
復興産業集積区域の名称	13				
その他参考となる事項	14				

改 正 前

復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（震災特例法17の5①、25の5①）		事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名 ()	特別償却の付表 (震三)
開発研究用資産の種類等	1				
開発研究用資産の名称	2				
同上の所在地	3				
資産の用途 (開発研究の目的)	4				
取得等年月日	5	平 . .	平 . .	平 . .	
事業の用に供した年月日	6	平 . .	平 . .	平 . .	
購入先	7				
取得価額	8		円	円	円
普通償却限度額	9				
特別償却限度額 (8) - (9)	10				
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	
適 用 要 件 等					
認定地方公共団体 による指定年月日	12	平 . .	平 . .	平 . .	
復興産業集積区域の名称	13				
その他参考となる事項	14				

改 正 後

特別償却の付表（震三）の記載の仕方

- この特別償却の付表（震三）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の5第1項《復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の5第1項《復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得した開発研究用資産については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 「開発研究用資産の種類等1」には、耐用年数省令別表第六に基づき、開発研究用資産の種類、細目等を記載します。
- 「開発研究用資産の名称2」には、開発研究用資産に該当する資産の名称を記載します。
- 「同上の所在地3」には、東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域内にある開発研究用資産の所在地を記載します。
- 「資産の用途（開発研究の目的）4」には、例えば、「新素材の研究開発」、「情報通信機器の研究開発」等のように開発研究用資産の用途（開発研究の目的）を記載します。
- 「取得価額8」には、開発研究用資産の取得価額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 「償却・準備金方式の区分11」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - 「認定地方公共団体による指定年月日12」には、復興特区法第39条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた産業集積事業（同法第2条第3項第2号イ（福島復興再生特別措置法第51条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる事業をいいます。）を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。
 - 「復興産業集積区域の名称13」には、例えば「〇〇復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称を記載します。
 - 「その他参考となる事項14」には、その資産が開発研究用資産に該当する旨等参考となる事項を記載してください。

改 正 前

特別償却の付表（震三）の記載の仕方

- この特別償却の付表（震三）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の5第1項《復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の5第1項《復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、その対象資産の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、所有権移転外リース取引により取得した開発研究用資産については、この制度の適用はありませんので、注意してください。
- 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 「開発研究用資産の種類等1」には、耐用年数省令別表第六に基づき、開発研究用資産の種類、細目等を記載します。
- 「開発研究用資産の名称2」には、開発研究用資産に該当する資産の名称を記載します。
- 「同上の所在地3」には、東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第4条第2項第4号イに規定する復興産業集積区域内にある開発研究用資産の所在地を記載します。
- 「資産の用途（開発研究の目的）4」には、例えば、「新素材の研究開発」、「情報通信機器の研究開発」等のように開発研究用資産の用途（開発研究の目的）を記載します。
- 「取得価額8」には、開発研究用資産の取得価額を記載します。

ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 「償却・準備金方式の区分11」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - 「認定地方公共団体による指定年月日12」には、復興特区法第39条第1項の規定により認定復興推進計画に定められた産業集積事業（同法第2条第3項第2号イに掲げる事業をいいます。）を実施する指定事業者として認定地方公共団体に指定された年月日を記載します。
 - 「復興産業集積区域の名称13」には、例えば「〇〇復興産業集積区域」のように復興産業集積区域の名称を記載します。
 - 「その他参考となる事項14」には、その資産が開発研究用資産に該当する旨等参考となる事項を記載してください。